

令和3年度

越谷市労働報酬等審議会第3回会議

日時 令和4年3月15日(火) 13:30～

場所 中央市民会館5階 特別会議室

次 第

○審議会第3回会議

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

- ① 令和2、3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② アンケート結果について

(2) 協議事項

- ① 建設工事に係る労働報酬下限額について

3 その他

4 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和3年10月1日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	えはら さとる 江原 智	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	弁護士法人江原総合法律事務所 所長
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	といし まさき 戸石 真樹	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	さいとう てるみつ 斉藤 輝光	労働者	連合埼玉東部地域協議会 副議長	

委嘱期間 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

令和 3 年度越谷市労働報酬等審議会第 3 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 2、3 年度労働報酬下限額適用案件の
履行状況等について
- ② アンケート結果について

① 令和2、3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和2年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	25件	
業務委託	29件	
指定管理協定	2件	計56件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）	349,800,000	高元建設株式会社
2	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（機械設備）	130,900,000	株式会社ナカノヤ
3	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（電気設備）	105,732,000	村川電気工業株式会社
4	大相模保育所建設工事（建築）	227,590,000	有限会社大熊建設
5	大相模保育所建設工事（機械設備）	67,100,000	株式会社ナカノヤ
6	大相模保育所建設工事（電気設備）	56,629,100	株式会社大久保電気
7	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事（雨水）	63,030,000	三菱電機株式会社関越支社
8	越谷市立光陽中学校校舎外壁改修工事	52,800,000	高元建設株式会社
9	越谷市斎場空調設備改修工事	78,760,000	株式会社大林組東京本店
10	市立病院冷温水発生機改修工事	108,399,500	株式会社協和設備
11	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）その2	125,950,000	株式会社鈴木組
12	かんがい排水等整備工事（2-1）	78,650,000	山崎建設株式会社
13	下水道築造工事（区12-5号線外4路線）	78,650,000	オザワロード株式会社
14	増森工業団地調整池改修工事	148,280,000	オザワロード株式会社
15	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）2-1	140,800,000	株式会社鈴木組
16	千疋幹線排水路整備工事2-1	116,600,000	池中建設株式会社
17	新川都市下水路築造工事2-1	107,690,000	山崎建設株式会社
18	大袋中学校外構改修工事	137,500,000	株式会社水谷工務店
19	中央市民会館空冷チラーユニット等更新工事	64,900,000	三菱電機ビルテクノサービス株式会社関越支社
20	第三学校給食センター汚水処理施設排水圧送管改修工事	116,380,000	山崎建設株式会社
21	市役所新本庁舎第二庁舎間仮設連絡通路設置工事	69,850,000	清水・高元・豊田特定建設工事共同企業体
22	大相模保育所建設工事（外構）	68,695,000	有限会社大熊建設
23	市役所新本庁舎建設に伴う電算システム配線改修工事	67,100,000	八洲・昭電特定建設工事共同企業体
24	市役所第二庁舎及び第三庁舎改修工事（建築）	103,400,000	高元建設株式会社
25	越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事	348,700,000	越谷建設推進協同組合

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	32,670,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,847,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	17,380,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,560,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その1）	11,374,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	13,365,000	株式会社東武緑化サービス
8	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,367,000	株式会社中新造園
9	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	35,860,000	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	23,375,000	株式会社サンエー緑化
11	公園管理委託（大吉公園外12か所）	23,353,000	株式会社東武緑化サービス
12	公園等管理委託（平方公園外14か所）	22,638,000	株式会社東武園芸
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	22,275,000	株式会社サンエー緑化
14	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）	22,242,000	株式会社深野造園
15	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	21,560,000	有限会社片桐造園
16	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	12,888,700	株式会社大樹
17	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	13,442,000	株式会社深野造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	10,002,300	株式会社大樹
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,484,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,241,100	有限会社クリーンガーデン緑屋
21	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	18,370,000	有限会社片桐造園
22	街路樹剪定委託（市道2190号線外6路線）	12,100,000	株式会社中新造園
23	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	11,055,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
24	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,650,000	首都圏環境サービス株式会社
25	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	22,532,400	株式会社リンレイサービス埼玉支店
26	保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	87,714,000	日本環境マネジメント株式会社
27	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	21,186,000	アイル・コーポレーション株式会社越谷支店
28	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	22,473,000	アイル・コーポレーション株式会社越谷支店
29	越谷市障害者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	53,356,688	ウェルビー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立市民活動支援センター	520,000,000	アイル・オーエンスグループ
2	越谷市斎場	134,000,000	PFI越谷広域斎場株式会社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負	22件			
業務委託	29件			
指定管理協定	2件	計53件	※2月28日現在	

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	86人	1人	4,686人	4,773人
業務委託	179人	73人	68人	320人
指定管理	26人	79人	0人	105人
合計	291人	153人	4,754人	5,198人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)	職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,670	3,600	潜水士	4,478	—	—
普通作業員	2,318	2,325	2,750	潜水連絡員	3,184	—	—
軽作業員	1,677	1,685	2,750	潜水送気員	3,184	—	—
造園工	2,284	2,400	2,750	山林砂防工	3,027	—	—
法面工	2,903	—	—	軌道工	5,220	—	—
とび工	3,004	3,020	3,375	型わく工	2,914	2,950	3,275
石工	3,027	—	—	大工	2,880	2,930	3,000
ブロック工	2,847	—	—	左官	3,015	3,050	3,375
電工	2,610	2,630	3,330	配管工	2,464	2,480	2,762
鉄筋工	3,038	3,060	3,375	はつり工	2,824	2,900	2,924
鉄骨工	2,824	2,900	2,900	防水工	3,252	3,260	3,260
塗装工	3,004	3,010	3,125	板金工	3,128	3,130	3,340
溶接工	3,195	3,200	3,350	タイル工	2,515	2,520	2,520
運転手(特殊)	2,768	2,800	3,150	サッシ工	2,858	—	—
運転手(一般)	2,419	2,430	2,500	屋根ふき工	2,682	3,100	3,100
潜かん工	3,375	—	—	内装工	3,150	3,170	3,170
潜かん世話役	3,994	—	—	ガラス工	2,802	2,810	2,810
さく岩工	3,364	—	—	建具工	2,732	2,900	2,900
トンネル特殊工	3,409	—	—	ダクト工	2,509	2,520	2,600
トンネル作業員	3,734	—	—	保温工	2,554	2,560	3,000
トンネル世話役	3,814	—	—	建築ブロック工	2,595	—	—
橋りょう特殊工	3,477	—	—	設備機械工	2,588	2,610	2,622
橋りょう塗装工	3,510	—	—	交通誘導警備員A	1,643	1,700	2,250
橋りょう世話役	3,825	—	—	交通誘導警備員B	1,452	1,480	2,106
土木一般世話役	2,644	2,700	3,800	見習い	1,342	1,937	1,937
高級船員	3,285	—	—	年金受給	1,342	1,418	1,418
普通船員	2,599	—	—				

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,667円

指定管理協定

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,000円

令和3年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 13件
 業務委託 35件
 指定管理協定 19件 計67件 ※2月28日現在

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	215,600,000	池中建設株式会社
2	越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事	228,800,000	株式会社山下工務店
3	越谷市立第1体育館等解体工事	181,225,000	高元建設株式会社
4	南越谷地区センター空調機更新工事	50,289,800	株式会社協和設備
5	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	66,000,000	メタウォーター株式会社
6	越谷市斎場防水改修工事	109,450,000	株式会社大林組
7	新川都市下水路築造工事3-1	66,770,000	山崎建設株式会社
8	橋梁補修工事（向畑橋）	109,060,600	扶桑工業株式会社
9	千疋幹線排水路整備工事3-1	101,200,000	池中建設株式会社
10	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）3-1	126,500,000	株式会社鈴木組
11	東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事	151,800,000	株式会社大久保電気
12	東越谷雨水ポンプ場増強工事（機械設備）	124,300,000	昱株式会社 北関東支店
13	東越谷雨水ポンプ場増強工事（電気設備）	77,550,000	太洋電設工業株式会社

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	30,910,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,880,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	15,312,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外30か所）	10,442,300	有限会社片桐造園
6	除草業務委託（その1）	11,385,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	11,880,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託（緑の森公園外37か所）	42,350,000	株式会社サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,290,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託（鷺高第五公園外20か所）	31,460,000	株式会社深野造園
11	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	26,180,000	株式会社東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外11か所）	24,860,000	株式会社東武緑化サービス
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	23,320,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	22,330,000	株式会社中新造園
15	公園管理委託（平方公園外13か所）	20,790,000	株式会社東武園芸
16	公園等管理委託（出羽公園外17か所）	20,570,000	株式会社中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,919,000	株式会社東武緑化サービス
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,500,000	有限会社片桐造園

19	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,700,000	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	13,200,000	株式会社中新造園
21	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,450,000	株式会社サンエー緑化
22	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	日建総業株式会社
23	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	23,166,000	有限会社ライフ・サポート
24	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	39,105,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
25	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	530,640,000	新明和ウエステック株式会社
26	産業雇用支援センター清掃業務委託（長期継続契約）	10,780,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
27	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	9,875,105	株式会社シグマスタッフ
28	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	8,989,200	株式会社むさしビルクリーナー
29	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	15,510,000	有限会社大洋警備保障
30	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	26,400,000	株式会社庶務サービス
31	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	36,771,834	特定非営利活動法人女性のスペース結
32	越谷市立病院電話交換業務委託（長期継続契約）	57,200,000	日建総業株式会社
33	越谷市立病院警備業務委託（長期継続契約）	138,600,000	旭ビル管理株式会社
34	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	旭ビル管理株式会社
35	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期継続契約）	70,128,102	ライクアカデミー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	中央市民会館	956,000,000	越谷市施設管理公社
2	北部市民会館	277,000,000	北部市民会館運営協議会
3	赤山交流館	19,728,000	赤山交流館運営協議会
4	大沢北交流館	19,728,000	大沢北交流館運営協議会
5	蒲生交流館	19,728,000	蒲生交流館運営協議会
6	南部交流館	19,728,000	南部交流館運営協議会
7	大袋北交流館	19,728,000	大袋北交流館運営協議会
8	桜井交流館	19,728,000	桜井交流館運営協議会
9	南越谷交流館	19,728,000	南越谷交流館運営協議会
10	障害者福祉センター こぼと館	116,000,000	越谷市社会福祉協議会
11	障害者就労訓練施設しらこぼと	899,000,000	越谷市社会福祉協議会
12	花田苑	181,000,000	越谷市施設管理公社
13	キャンベルタウン野鳥の森	183,000,000	越谷市施設管理公社
14	越谷コミュニティセンター	1,703,000,000	越谷市施設管理公社
15	日本文化伝承の館こしがや能楽堂	259,000,000	越谷市施設管理公社
16	総合体育館	605,000,000	越谷市施設管理公社
17	市民球場・総合公園	317,000,000	越谷市施設管理公社
18	しらこぼと運動公園	403,000,000	越谷市施設管理公社
19	緑の森公園越谷市弓道場	38,800,000	越谷市施設管理公社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 2件
 業務委託 32件
 指定管理協定 19件 計53件 ※2月28日現在

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	1人	1人	52人	54人
業務委託	212人	94人	63人	369人
指定管理	73人	232人	118人	423人
合計	286人	327人	233人	846人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)	職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,900	2,900	潜水士	4,512	—	—
普通作業員	2,340	2,500	2,500	潜水連絡員	3,285	—	—
軽作業員	1,688	—	—	潜水送気員	3,229	—	—
造園工	2,329	—	—	山林砂防工	3,027	—	—
法面工	2,903	—	—	軌道工	5,400	—	—
とび工	3,072	3,800	3,800	型わく工	2,948	3,240	3,240
石工	3,027	—	—	大工	2,880	—	—
ブロック工	2,847	—	—	左官	3,015	—	—
電工	2,633	2,930	2,930	配管工	2,532	2,840	2,840
鉄筋工	3,038	—	—	はつり工	2,824	—	—
鉄骨工	2,824	—	—	防水工	3,252	—	—
塗装工	3,105	—	—	板金工	3,207	—	—
溶接工	3,297	—	—	タイル工	2,624	—	—
運転手(特殊)	2,813	—	—	サッシ工	2,869	—	—
運転手(一般)	2,442	—	—	屋根ふき工	2,719	—	—
潜かん工	3,420	—	—	内装工	3,184	3,280	3,280
潜かん世話役	4,028	—	—	ガラス工	2,892	—	—
さく岩工	3,477	—	—	建具工	2,784	—	—
トンネル特殊工	3,409	—	—	ダクト工	2,577	—	—
トンネル作業員	2,790	—	—	保温工	2,554	—	—
トンネル世話役	3,814	—	—	建築ブロック工	2,715	—	—
橋りょう特殊工	3,510	3,625	3,625	設備機械工	2,588	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—	交通誘導警備員A	1,643	2,500	2,500
橋りょう世話役	3,949	—	—	交通誘導警備員B	1,508	—	—
土木一般世話役	2,734	—	—	見習い	1,350	—	—
高級船員	3,432	—	—	年金受給	1,350	—	—
普通船員	2,712	—	—				

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,667円

指定管理協定

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,020円

【報告】

令和2年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、まず、建設工事において対象となっていた職種は、見習い、年金受給者も含め全職種において労働報酬下限額以上の支払いがされていると報告をいただいています。

業務委託においても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

履行状況報告書において、報告事項で求めている関係法令の遵守状況等の報告については、報告のあった全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和3年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等の報告については、建設工事では、債務負担行為の複数年契約の案件もあり、準備工が終わり、今年に入ってから施工に入っている工事も多く、まだ報告を頂いている案件が少ない状況にあります。

業務委託を含め報告をいただいている案件については、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けており、関係法令の遵守状況等の報告についても、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

②アンケート結果について

○労働者向けアンケート：

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

令和3年度

調査対象： 越谷市立第1体育館等解体工事
南越谷地区センター空調機更新工事
越谷市斎場防水改修工事
新川都市下水路築造工事3-1
千足幹線排水路整備工事3-1
市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）

調査期間： 令和3年12月1日～令和4年2月15日

調査内容： 別紙のとおり

【報告】

労働者を対象とするアンケート調査を、令和3年度に発注している建設工事5案件、業務委託1案件を対象として実施しています。

アンケート内容は、12項目で条例に対する周知状況などを回答する内容になっています。

主な内容ですが、6案件で合計113名の労働者に回答をいただいております。設問1の条例の周知状況を確認する結果では、83名の方が、今働いている現場が、公契約条例の対象案件で労働報酬下限額が適用となることを「知っている」とする回答となっております。

案件によっては、ほぼ全員が「知っている」と回答している案件もあれば、ほぼ全員が知らないと回答している案件もあり、労働者への周知には元請事業者の協力が必要不可欠であるといえます。

実際にもらっている賃金の労働報酬下限額との比較では、「わからない」との回答が約3割となっている状況でありましたが、工事の1案件や業務委託の案件では、回答いただいたほぼ全ての労働者が下限額以上を「もらっている」と回答しており、下限額以上の賃金が適正に支払われていることが確認できます。

アンケート調査結果

調査期間：令和3年12月1日～令和4年2月15日

回答：対象6案件合計 113者

越谷市立第1体育館等解体工事 13者
 南越谷地区センター空調機更新工事 7者
 越谷市斎場防水改修工事 28者
 新川都市下水路築造工事3-1 23者
 千疋幹線排水路整備工事3-1 12者
 市庁舎清掃業務委託（長期継続契約） 30者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	83者
2 知らない。	30者

問2 (問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください)
 公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	14者
2 現場で配布されたチラシで知った。	5者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	27者
4 勤務先からの説明等で知った。	43者
5 その他（内容をご記入ください）	0者

内容	・現場の仲間から教えてもらった
----	-----------------

※複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	3者
2 低い。	7者
3 変わらない。	38者
4 わからない。	35者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとに異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	65者
2 もらっていない。	12者
3 わからない。	36者

- 問5 (問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください)
 労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。
 (例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種(具体的な職種)で登録されているため。等)

理由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の方針 ・普通作業員だから
-------	---

- 問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	3者
2 下請負事業者。	70者
3 わからない。	9者

- 問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)
 何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	30者
2 2次下請。	33者
3 3次下請以降。	9者
4 わからない。	2者

- 問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者(元請業者)にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	57者
2 知らない。	57者

- 問9 あなたは年金を受給していますか。

1 受給している。	18者
2 受給していない。	66者

- 問10 (問9で「受給している」と答えた方のみお答えください)
 年金を満額受給するため、労働時間を短くする等、収入の調整をしていますか?

1 調整している。	6者
2 調整していない。	12者

- 問11 (問10で「調整している」と答えた方のみお答えください)
 年金を満額受給するため、どのような方法で収入を調整していますか?

理由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内に収入を抑えている
-------	---

- 問12 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事に対しその報酬をいただき安定した生活を守って下さってありがとうございます。
-----	--

令和 3 年度越谷市労働報酬等審議会第 3 回会議資料

【協議事項】

- ①建設工事に係る労働報酬下限額について

建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和3年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和3年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,913	2,622	27	普通船員	3,013	2,712
2	普通作業員	2,600	2,340	28	潜水士	5,013	4,512
3	軽作業員	1,875	1,688	29	潜水連絡員	3,650	3,285
4	造園工	2,588	2,329	30	潜水送気員	3,588	3,229
5	法面工	3,225	2,903	31	山林砂防工	3,363	3,027
6	とび工	3,413	3,072	32	軌道工	6,000	5,400
7	石工	3,363	3,027	33	型わく工	3,275	2,948
8	ブロック工	3,163	2,847	34	大工	3,200	2,880
9	電工	2,925	2,633	35	左官	3,350	3,015
10	鉄筋工	3,375	3,038	36	配管工	2,813	2,532
11	鉄骨工	3,138	2,824	37	はつり工	3,138	2,824
12	塗装工	3,450	3,105	38	防水工	3,613	3,252
13	溶接工	3,663	3,297	39	板金工	3,563	3,207
14	運転手(特殊)	3,125	2,813	40	タイル工	—	2,624
15	運転手(一般)	2,713	2,442	41	サッシ工	3,188	2,869
16	潜かん工	3,800	3,420	42	屋根ふき工	—	2,719
17	潜かん世話役	4,475	4,028	43	内装工	3,538	3,184
18	さく岩工	3,863	3,477	44	ガラス工	3,213	2,892
19	トンネル特殊工	3,788	3,409	45	建具工	—	2,784
20	トンネル作業員	3,100	2,790	46	ダクト工	2,863	2,577
21	トンネル世話役	4,238	3,814	47	保温工	2,838	2,554
22	橋りょう特殊工	3,900	3,510	48	建築ブロック工	—	2,715
23	橋りょう塗装工	3,900	3,510	49	設備機械工	2,875	2,588
24	橋りょう世話役	4,388	3,949	50	交通誘導警備員A	1,825	1,643
25	土木一般世話役	3,038	2,734	51	交通誘導警備員B	1,675	1,508
26	高級船員	3,813	3,432		見習い等	—	1,350

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

①屋根ふき工

最後に設定された平成22年度設計労務単価に、現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

②タイル工、建具工、建築ブロック工

令和2年度の埼玉県による単価に、令和3年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

③見習い、手元等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者

軽作業員の労働報酬下限額の80%に相当する金額

2 令和4年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています。

○埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R4(R4. 2月改定)			R3(R3. 2月改定)			職種	R4(R4. 2月改定)			R3(R3. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額		1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	3,025	3.86%	112	2,913	0.00%	0	27 普通船員	3,025	0.41%	12	3,013	4.33%	125
02 普通作業員	2,675	2.88%	75	2,600	0.97%	25	28 潜水士	5,138	2.49%	125	5,013	0.75%	38
03 軽作業員	1,875	0.00%	0	1,875	0.67%	12	29 潜水連絡員	3,788	3.77%	138	3,650	3.18%	112
04 造園工	2,625	1.45%	37	2,588	1.97%	50	30 潜水送気員	3,713	3.48%	125	3,588	1.41%	50
05 法面工	3,338	3.49%	113	3,225	0.00%	0	31 山林砂防工	3,363	0.00%	0	3,363	0.00%	0
06 とび工	3,413	0.00%	0	3,413	2.25%	75	32 軌道工	6,225	3.75%	225	6,000	3.45%	200
07 石工	3,363	0.00%	0	3,363	0.00%	0	33 型わく工	3,313	1.15%	38	3,275	1.16%	37
08 ブロック工	3,163	0.00%	0	3,163	0.00%	0	34 大工	3,200	0.00%	0	3,200	0.00%	0
09 電工	3,038	3.85%	113	2,925	0.86%	25	35 左官	3,413	1.87%	63	3,350	0.00%	0
10 鉄筋工	3,450	2.22%	75	3,375	0.00%	0	36 配管工	2,888	2.67%	75	2,813	2.74%	75
11 鉄骨工	3,138	0.00%	0	3,138	0.00%	0	37 はつり工	3,200	1.99%	62	3,138	0.00%	0
12 塗装工	3,588	3.99%	138	3,450	3.37%	112	38 防水工	3,663	1.38%	50	3,613	0.00%	0
13 溶接工	3,663	0.00%	0	3,663	3.17%	113	39 板金工	3,625	1.75%	62	3,563	2.52%	88
14 運転手(特殊)	3,225	3.20%	100	3,125	1.63%	50	40 タイル工		—	—		—	—
15 運転手(一般)	2,813	3.69%	100	2,713	0.93%	25	41 サッシ工	3,313	3.92%	125	3,188	0.39%	13
16 潜かん工	3,888	2.30%	88	3,800	1.33%	50	42 屋根ふき工		—	—		—	—
17 潜かん世話役	4,613	3.07%	138	4,475	0.85%	37	43 内装工	3,538	0.00%	0	3,538	1.07%	38
18 さく岩工	3,913	1.29%	50	3,863	3.34%	125	44 ガラス工	3,300	2.72%	87	3,213	3.21%	100
19 トンネル特殊工	3,875	2.31%	87	3,788	0.00%	0	45 建具工		—	—		—	—
20 トンネル作業員	3,163	2.02%	63	3,100	2.06%	62	46 ダクト工	2,975	3.93%	112	2,863	2.69%	75
21 トンネル世話役	4,263	0.59%	25	4,238	0.00%	0	47 保温工	2,888	1.76%	50	2,838	0.00%	0
22 橋りょう特殊工	3,900	0.00%	0	3,900	0.97%	37	48 建築ブロック工		—	—		—	—
23 橋りょう塗装工	3,900	0.00%	0	3,900	0.00%	0	49 設備機械工	2,913	1.30%	38	2,875	0.00%	0
24 橋りょう世話役	4,413	0.57%	25	4,388	3.24%	138	50 交通誘導員A	1,925	5.48%	100	1,825	0.00%	0
25 土木一般世話役	3,150	3.70%	112	3,038	3.40%	100	51 交通誘導員B	1,713	2.24%	38	1,675	3.88%	62
26 高級船員	3,813	0.00%	0	3,813	4.45%	163	埼玉県平均	単純平均	1.93%		単純平均	1.41%	
							全国平均		2.5%			1.2%	

「屋根ふき工」「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されておりません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としています。

○令和3年度

計25自治体中

- 【91%】川崎市 (1自治体)
- 【90%】多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、草加市、加西市、加東市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、越谷市 (15自治体)
- 【87%】千代田区 (1自治体)
- 【85%】野田市、世田谷区、日野市 (3自治体)
- 【80%】直方市、高知市、我孫子市、豊橋市 (4自治体)
- 【77%】豊川市 (1自治体)

②下限額

○令和3年度

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R3.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
越谷市	2,622	90.03%	2,340	90.00%	1,688	90.03%	2,913	2,600	1,875
千葉県野田市	2,572	85.02%	2,179	85.03%	1,584	85.05%	3,025	2,563	1,863
神奈川県川崎市	2,833	91.02%	2,457	91.00%	1,729	91.00%	3,113	2,700	1,900
東京都多摩市	2,768	89.65%	2,420	89.63%	1,733	88.87%	3,088	2,700	1,950
神奈川県相模原市	2,802	90.02%	2,430	90.00%	1,710	90.00%	3,113	2,700	1,900
東京都国分寺市	2,779	90.01%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950
東京都渋谷区	2,779	90.01%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950
神奈川県厚木市	2,802	90.02%	2,430	90.00%	1,710	90.00%	3,113	2,700	1,900
福岡県直方市	2,200	80.00%	1,950	80.00%	1,370	80.00%	2,750	2,438	1,713
東京都足立区	2,768	89.65%	2,420	89.63%	1,733	88.87%	3,088	2,700	1,950
兵庫県三木市	2,200	90.26%	2,160	90.00%	1,490	90.30%	2,438	2,400	1,650
東京都千代田区	2,706	87.64%	2,365	87.59%	1,694	86.87%	3,088	2,700	1,950
埼玉県草加市	2,622	90.03%	2,318	89.15%	1,677	89.44%	2,913	2,600	1,875
東京都世田谷区	2,625	85.02%	2,295	85.00%	1,658	85.03%	3,088	2,700	1,950
高知県高知市	2,010	80.00%	1,700	79.07%	1,440	80.00%	2,513	2,150	1,800
千葉県我孫子市	2,410	79.67%	2,030	79.22%	1,480	79.46%	3,025	2,563	1,863
兵庫県加西市	2,190	89.85%	2,160	90.00%	1,480	89.70%	2,438	2,400	1,650
兵庫県加東市	2,190	89.85%	2,160	90.00%	1,480	89.70%	2,438	2,400	1,650
愛知県豊橋市	2,370	80.00%	2,030	80.00%	1,580	80.00%	2,963	2,538	1,975
東京都目黒区	2,780	90.04%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950
東京都日野市	2,625	85.02%	2,295	85.00%	1,658	85.03%	3,088	2,700	1,950
愛知県豊川市	2,282	77.03%	1,954	77.00%	1,521	77.01%	2,963	2,538	1,975
東京都新宿区	2,779	90.01%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950
東京都杉並区	2,779	90.01%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950
東京都江戸川区	2,779	90.01%	2,430	90.00%	1,755	90.00%	3,088	2,700	1,950

※設計労務単価は令和3年度の値を掲載していますが、多摩市、足立区、草加市、高知市、我孫子市は、令和2年度の労務単価に基づき令和3年度の下限額を設定しております。

○対応案：

平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、多くの自治体が採用していることから、令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

①職種：屋根ふき工

「屋根ふき工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、平成26年度に全国単純平均値が参考値として示されて以降、設計労務単価が設定されていないほか、埼玉県においても、同様に単価が設定されていない状況があります。

「屋根ふき工」とは・・・屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工事に該当するものを除く）

○対応案：令和3年度同様に「案1」の積算を採用する。

案1 最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。（野田市、三木市）

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 16,200\text{円（平成22年度設計労務単価）} \times 0.9964\text{（平成23年度伸び率）} \\ & \times 1.0213\text{（平成24年度伸び率）} \times 1.1779\text{（平成25年度伸び率）} \\ & \times 1.0759\text{（平成26年度伸び率）} \times 1.0256\text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.0239\text{（平成28年度伸び率）} \times 1.0169\text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.0242\text{（平成30年度伸び率）} \times 1.0311\text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.0117\text{（令和2年度伸び率）} \times 1.0141\text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.0193\text{（令和4年度伸び率）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \mathbf{2,772\text{円}} \end{aligned}$$

令和3年度下限額の積算として採用した対応

案2 平成26年度の参考値（全国平均値）を設計労務単価とみなし下限額を積算する。
（草加市、多摩市等）

※設計労務単価の90%とした場合

$$14,637\text{円（参考値）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \mathbf{1,647\text{円}}$$

案3 平成26年度の参考値（全国平均値）に、平成27年度から令和3年度の設計労務単価の伸び率（全国平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 14,637\text{円（参考値）} \times 1.042\text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.049\text{（平成28年度伸び率）} \times 1.034\text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.028\text{（平成30年度伸び率）} \times 1.033\text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.025\text{（令和2年度伸び率）} \times 1.012\text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.025\text{（令和4年度伸び率）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \mathbf{2,101\text{円}} \end{aligned}$$

②職種：タイル工・建具工・建築ブロック工

「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和3年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和2年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○対応案：令和3年度同様に「案1」の積算を採用する。

案1 令和3年度の埼玉県による単価に、令和4年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（建具工）

$24,400円（令和3年度県単価） \times 1.0193（令和4年度伸び率） \div 8時間 \times 90\% \doteq 2,798円$

令和3年度下限額の積算として採用した対応

案2 令和3年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（建具工）

$24,400円（令和3年度県単価） \div 8時間 \times 90\% \doteq 2,745円$

③見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等

職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者等に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあることや、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあること等を踏まえ、特例として下限額を定めるものです。

○前回会議結果

見習い・手元等に係る労働報酬下限額について、様々な見方の意見があること、また、現時点では判断材料が少ないことから、次回に持ち越しとするが、下記の方角で再度検討する。

- ・見習い手元 : 引き続き下限額設定
- ・年金受給者 : 引き続き下限額設定
- ・下限額 : 次回検討、現状維持も視野

○条例制定自治体（計25自治体）のうち18自治体が、労働者の習熟度等に応じた下限額の特例を定めています。

令和3年度における越谷市の下限額については、特例を設けている18自治体のうち、軽作業員の設計労務単価に対して**1番高い比率**で下限額を設定しています。

<令和3年度の下限額設定状況>

自治体名	令和3年度		令和3年度軽作業員設計労務単価に対する各下限額比率				
	見習い・手元等 (A)	年金等の受給者 (B)	軽作業員 設計労務単価 (C)	見習い・手元等 (A)/(C)	比率順 (全18自治体)	年金受給者 (B)/(C)	比率順 (全14自治体)
越谷市	1,350	1,350	1,875	72.0%	1	72.0%	1
千葉県野田市	—	—	1,863	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	1,900	—	—	—	—
東京都多摩市	1,075	1,075	1,950	55.1%	14	55.1%	10
神奈川県相模原市	1,059	1,059	1,900	55.7%	12	55.7%	8
東京都国分寺市	—	—	1,950	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,122	1,122	1,950	57.5%	8	57.5%	7
神奈川県厚木市	1,045	1,045	1,900	55.0%	15	55.0%	11
福岡県直方市	—	—	1,713	—	—	—	—
東京都足立区	1,335	—	1,950	68.5%	6	—	—
兵庫県三木市	940	—	1,650	57.0%	9	—	—
東京都千代田区	—	—	1,950	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	1,875	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
高知県高知市	902	902	1,800	50.1%	17	50.1%	13
千葉県我孫子市	1,036	1,036	1,863	55.6%	13	55.6%	9
兵庫県加西市	920	—	1,650	55.8%	10	—	—
兵庫県加東市	920	—	1,650	55.8%	10	—	—
愛知県豊橋市	1,059	1,059	1,975	53.6%	16	53.6%	12
東京都目黒区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都日野市	—	—	1,950	—	—	—	—
愛知県豊川市	937	937	1,975	47.4%	18	47.4%	14
東京都新宿区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都杉並区	1,250	1,250	1,950	64.1%	7	64.1%	6
東京都江戸川区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2

<令和4年度の下限額設定状況>

自治体名	令和4年度		令和3年度	
	見習い・手元等	年金等の受給者	見習い・手元等	年金等の受給者
越谷市			1350	1350
東京都多摩市	1,103	1,103	1,075	1,075
神奈川県相模原市			1,059	1,059
東京都渋谷区			1,122	1,122
神奈川県厚木市			1,045	1,045
東京都足立区	1,365	—	1,335	—
兵庫県三木市			940	—
東京都世田谷区			1,365	1,365
高知県高知市	934	934	902	902
千葉県我孫子市	1,043	1,043	1,036	1,036
兵庫県加西市			920	—
兵庫県加東市			920	—
愛知県豊橋市			1,059	1,059
東京都目黒区			1,365	1,365
愛知県豊川市			965	965
東京都新宿区			1,365	1,365
東京都杉並区			1,250	1,250
東京都江戸川区			1,365	1,365

<各自治体の下限額の積算方法（令和3年度）>

積算方法	採用自治体
業務委託下限額と同額	相模原市、渋谷区、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
市場の賃金実態等を総合的に勘案	多摩市、高知市
日給1万円になるように設定	杉並区
軽作業員の設計労務単価の70%の額	世田谷区、目黒区、新宿区、江戸川区
軽作業員の労働報酬下限額の67%の額	豊橋市
軽作業員の労働報酬下限額の70%の額	我孫子市
軽作業員の労働報酬下限額の77%の額	足立区
軽作業員の労働報酬下限額の80%の額	越谷市

○アンケート調査結果

見習い・手元等の実態を把握するため、市内事業者及び受注実績のある市外事業者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象：市内事業者及び受注実績のある市外事業者

141者（市内110者、市外30者）

調査期間：令和4年2月10日～2月24日

回答数：29者

<設問> 直近2年間を目安に下請け労働者の状況も含めて回答を依頼

No.	設問内容	回答内容
問1	これまで施工した現場に従事した労働者の中に、見習い・手元の労働者はいましたか	選択 ①いた②いなかった
問2	見習い・手元労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいました	記述
問3	年金を受給している労働者で、年金を満額受給するため、収入調整をしている方はいましたか。	選択 ①いた②いない
問4	当該労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか	記述
問5	見習い・手元等について、特例的に低い下限額を定めてますが今後継続していくべきだと思いますか	選択 ①継続すべき ②継続する必要はない
問6	見習い・手元等について、現行の基準以外に適用すべき基準等があればご教授ください	記述
問7	問5、6で回答した理由をお答えください。	記述

<結果>

No.	回答内容
問1	①いた：5者 ②いなかった：24者
問2	・現場20人程度のうち1人程度 ・現場10人程度のうち2人程度 ・現場4人程度のうち1人程度 ・現場6人程度のうち2人程度 ・見習い労働者を従事させることはない。
問3	①いた：0者 ②いない：29者
問4	(なし)
問5	①継続すべき：20者 ②継続する必要はない：8者
問6	・軽作業員の労働報酬下限額を基準でよい。 ・普通作業員の労働報酬下限額を基準とするべき。
問7	・見習い・手元労働者と普通作業員を同額労働報酬下限額とした場合、企業側は普通作業員に報いる必要が出てくる。建前上は同額であっても、実態は同額の労働報酬下限額にはならない。結果、企業負担が増え、倒産や廃業に繋がる。 ・見習い・手元労働者については、軽作業員としての業務で従事すると考えられるため、相当の労働報酬下限額を基準とするべき。 ・見習い・手元労働者について、普通作業員として従事することもあるため、普通作業員の労働報酬下限額で良い。 ・建設業の若者離れの要因である賃金の低下等の意見があり、継続する必要はない。 ・見習い期間が短い見習いの賃金等の規定はそぐわない。 ・年金受給者で収入を調整している労働者はいないため、年金受給者については特例設定は不要である。 ・採用実績がない為、継続すべきかどうかの判断がつかない。

<調査結果まとめ>

- ・ 直近2年間を目安としているが、見習い・手元の労働者が現場にいたとする回答が5者となっており、多くはないが少なからず見習い・手元として雇われている労働者がいることがわかる。
- ・ 年金受給者で収入を調整している労働者については、全者がいなかったと回答しており、ほとんど雇用の実態がないことが想定される。
- ・ 見習い、年金受給者共に対象となる労働者については少ない状況ではあるが、特例的に下限額を定めていることについては、多くの事業者が継続すべきであるとの回答になっている。
- ・ 基準については、軽作業員の基準で問題ないとする意見や普通作業員を基準にするべきとの意見をいただいているが、現在の基準である「軽作業員の労働報酬下限額の80%」については、その水準について高い低い等の意見はなかった。
また、見習い・手元は継続でよいとする一方、年金受給者については、雇用の実態もないことから継続する必要はないとする意見もある。

○他自治体調査結果

公契約条例制定自治体に対し見習い・手元等の設定状況等について確認しました。

調査対象：公契約条例制定自治体 24自治体

調査期間：令和4年2月17日～2月24日

回答数：18自治体

<設問>

No.	設問内容	回答内容
問1	見習い・手元及び年金を満額受給するため収入調整をしている労働者について、特例的に労働報酬下限額を設定していますか	選択 ①設定している ②設定していない ③見習い・手元のみ設定している
問2	設定していない理由及び今後設定する予定があるかをお答えください	記述
問3	見習い・手元及び年金を満額受給するため収入調整をしている労働者について、意見が出たことはありますか（審議会、議会やアンケート等）	選択 ①意見があった ②意見がなかった ③その他
問4	（問3で「意見があった」と回答した場合）どんな意見でしたか	記述
問5	担い手確保の観点から、見習い・手元及び年金を満額受給するため、収入調整をしている労働者の労働報酬下限額を引き上げる予定はありますか	選択 ①引き上げる方向で検討する必要があると考えている ②引き上げる必要はないと考えている ③その他
問6	見習い・手元及び年金を満額受給するため収入調整をしている労働者について今後の方針などがあればご回答ください	記述

<結果>

No.	回答内容
問1	①設定している：9 ②設定していない：6 ③見習い・手元のみ設定している：3
問2	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例では、最低基準を設定しているため、更に低い設定は考えていない。 ・今後設定する予定はない。 ・見習い・手元等とそれ以外の区分が困難なため、特例的な下限額は設定していない。 ・現場での雇用実態が少ないことも考えられるが、審議会で議論していきたい。 ・東京都の労務区分では未熟練工の設定がなく、格上の軽作業員に集約されていることから、それに準じて未熟練工を区分した下限額の設定をしないこととした。 ・若年層の賃金の底上げをしたいという考えから設定していない。
問3	①意見があった：8 ②意見がなかった：10 ③その他：0
問4	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟練工の労働報酬下限額の検討にあたっては、民間相場も注視してほしい。 ・委託に係る労働報酬下限額と同額を検討したが、実態とかけ離れ低額であること、若年技術者の育成の観点が必要との意見がだされ、結果軽作業委員の労働報酬下限額を基準とした。 ・見習い等については熟練工とは別に基準を定めて下限額の設定をすべきとの意見があった。 ・熟練労働者以外の者は「普通作業員」や「軽作業員」の定義に該当すると考えられ、両者の下限額は区分すべきではないという意見があった。 ・現実的に未熟練労働者も現場にはおり、一律の単価では賃金が上がり厳しいという意見があった。 ・見習い・手元等の労働者等の労働報酬下限額の引き上げについて検討されたいとの意見があった。
問5	①引き上げる方向で検討する必要があると考えている：0 ②引き上げる必要はないと考えている：9 ③その他：9
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事・委託全体の労働報酬下限額の在り方そのものを検討する時期にあると考えており、特段見習い・手元の労働報酬下限額の引き上げの必要性の可否については検討していません。 ・特に考えていない。 ・当面は、引き上げる必要はないと考えている。 ・それ以外の労働報酬下限額と同様に審議会の意見を踏まえ検討していく。 ・今後の定年延長・年金受給状況等を考慮して、見直しの検討が必要になるかもしれない。
問6	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託と同額の労働報酬下限額を設定しているが、特段支障がないので、今後も変更する必要はない。 ・熟練工については、更に高い基準を設定したいが、市の財政負担や、事業者への影響を考えると困難である。 ・収入調整している労働者はほとんど雇用の実態がないことも想定され、特例的に設定する必要性は少ない。 ・一般の労働報酬下限額と同様に審議会の意見を踏まえ検討していく。 ・今後実施していく中で検討していく必要もでてくると考える。

<調査結果まとめ>

- ・ 見習い・手元等の労働者に対し特例的に下限額を定めていない理由としては、下限額は最低基準を設定しているため、更に低い設定は考えていないや、見習い・手元等とそれ以外の区分が困難である、若年層の賃金の底上げの考え、などから設定していないとしており、今後も設定する予定はないとする回答も数自治体からあった。
- ・ 今後、特例的に定めている下限額を引き上げる予定はあるかの設問では、全自治体が引き上げる方向で検討する必要はないとの回答になっている。

○対応案：令和3年度同様に「案1」の積算を採用する。

考え方： 前回会議の協議結果及び事業者へのアンケート結果からも、下限額の特例を定めることは必要であると考えており、設定する基準等については、他自治体と比較すると本市の基準が1番高額になっていること、また、他自治体への調査結果では、全自治体が今後引き上げる予定はないとなっていることから、現行の水準を維持するために基準を継続する考えです。

案1 設計労務単価にある職種を基準とし、令和4年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員を基準とし労働報酬下限額の80%とした場合

1, 688円（軽作業員下限額）×80%≒1, 350円

令和3年度下限額の積算として採用した対応

案2 設計労務単価にある職種を基準とし、一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員の設計労務単価の70%とした場合

1, 875円（軽作業員労務単価）×70%≒1, 313円

案3 業務委託等において定めた令和4年度の労働報酬下限額（1,009円）を適用する。